

事 務 連 絡

令和 6 年 7 月 31 日

(一社) 全国植物検疫協会 君島専務理事 殿

植物防疫課防疫対策室  
課長補佐 (輸入検疫班担当)

検査証明書のコピーを原本と同等に取り扱った場合における紙媒体の検査  
証明書原本の提出について

植物検疫では、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項により、輸入  
検査の際には輸出国の発給する検査証明書又はその写しを添付することを求めています。

また、検査証明書原本（以下「原本」とします。）の紛失や到着遅延を考慮して、検査  
証明書のコピー<sup>(注)</sup>であっても、輸出国の電子証明書発給システム等の真正性確認  
システムにより真正性を確認した場合又は在京大使館等による原本証明により真正  
性を確認した場合は、法第 6 条第 1 項で定める検査証明書の写しとして取り扱って  
いるところです。

今般、検査証明書添付の厳格化に伴い、検査証明書のコピーを法第 6 条第 1 項で  
定める検査証明書の写しとして取り扱った事例が増加している現状を踏まえ、真正性確  
認の結果、検査証明書のコピーを写しとして扱った場合には、令和 6 年 8 月 5 日以降、  
紙媒体の原本の提出を求めないこととしました。

なお、植物防疫所に任意で提出された紙媒体の原本について、受取りを妨げるもの  
ではないことを申し添えます。

(注)「コピー」とは、単に複写機で印刷しただけのものをいい、同時カーボンコピー等の原本と  
同等と認められる「検査証明書の写し」(植物防疫法第 6 条第 1 項)を含まないものとします。